

第25期・第4回 臨床医学委員会 放射線・臨床検査・病理分科会 議事要旨（案）

日 時：令和4年10月3日（月）13:00～14:00

場 所：オンライン会議

出 席（20名）：松田道行、相田典子、青木茂樹、井上優介、遠藤啓吾、岡沢秀彦、金井弥栄、
神谷研二、定藤規弘、多湖正夫、玉木長良、中山智祥、橋本優子、増田しのぶ、
三上芳喜、安井 弥、山下俊一、山田章吾、山田俊幸、米倉義晴

欠 席（4名）：大友 邦、富樫かおり、真鍋俊明、矢富 裕

（名簿順）

議 題

（1）第25期第3回分科会議事要旨の確認について

井上委員長より第25期第3回分科会議事要旨の確認があり、承認された。

（2）臨床検査値の共有化とその問題点について

山田俊幸幹事から臨床検査値の共有化に関する報告案について説明された。意思表出の申出を行ったが、臨床検査関係学会等からの報告で代替可能、広い関係者からの意見聴取が必要とのことであり、学術会議からの報告の発出は断念した。これまでの検討内容を踏まえて、日本臨床検査振興協議会からの文書の公開を準備しているとのことであった。

（3）医療従事者の放射線管理について

井上委員長から医療従事者の放射線管理についての検討状況が説明された。6月1日に医療従事者の放射線管理小委員会を開催し、見解案を確認し、関係者との意見交換の方針を審議した。この審議内容に基づき、厚生労働省労働基準局及び医政局、原子力規制庁、日本学術会議の放射線防護・リスクマネジメント分科会及び放射線・放射能の利用に伴う課題検討分科会と意見交換を行い、見解案の改訂を行ってきたとのことであった。

学会等からの意見聴取について審議が行われ、日本循環器学会、日本消化器病学会、日本消化器外科学会、日本医学放射線学会、日本IVR学会、日本放射線腫瘍学会、日本核医学会、日本整形外科学会、日本泌尿器科学会、日本脳神経血管内治療学会、日本放射線技術学会、日本診療放射線技師会、個人線量測定機関協議会、放射線影響協会に依頼することになった。

意見聴取を受けて見解案に必要な修正を行い、最終案について、小委員会及び本分科会のメール審議に諮ることが合意された。

（4）病理ワーキンググループの審議について

増田副委員長から病理ワーキンググループにおける病理解剖に係る審議について説明された。病理解剖は、かつては医学研究を目的としていたが、現在は医療の質の検証における役割が大きくなっている。医学研究における問題点として、(1)個人情報保護法が生存者に対する法律で、遺族は代諾者“など”と表現されている、(2) 研究について前向きに準備するのが難しいが、オプトアウトは承認されにくいことが挙げられる。病理解剖のための体制としては人が足りないことが問題で、病理医と臨床検査技師の協力が求められ、役割分担を検討する必要がある。病理解剖の費用負担は、医学研究を目的とする場合と医療の質の検証を目的とする場合で異なっている。ワーキンググループでは東京大学医学部 次世代病理情報連携学講座の佐々木毅先生からタスクシフト・シェアの観点から臨床検査技師との分担等について情報提供があったとのことであった。

法医学も関わりが深い分野であることから、熊本大学法医学講座 西谷陽子先生をワーキンググ

ループの構成員に加えることが提案され、承認された。

引き続き意見交換が行われた。Autopsy imaging (Ai)の状況について質問があり、施設によって取り組みは様々であること、かつてはAi研究を活発に行う施設もあったが、現在は医療事故調査制度対応などの診療が中心であることが説明された。日本医学放射線学会では、医師会の勉強会に講師を派遣したり、シンポジウムを年に1回程度開催しているとのことであった。Aiの経費は、病院の持ち出し、研究費からの支出、警察からの支払いで賄われている。人文系の研究者や厚生労働省とも意見交換をするとよいとの意見があった。病理解剖を用いた医学研究が困難な背景について追加説明があり、共同研究者が事前に同意を取得するとすれば、各科の多くの医師を共同研究者にしなければならないことが説明された。広く研究への理解を得るため、学術会議の役割に期待したいとのことであった。

(5) 遺伝学的検査を含むDTC (Direct to Consumer) 検査について

山田俊幸幹事から、消費者が直接依頼して結果を受け取るDTC検査の問題について、臨床検査関係委員で協議を検討していることが説明された。DTC検査の中では遺伝学的検査が話題の中心になっているが、他の検査を含めて検討したいとのことであった。

意見交換が行われ、経済活動や医療の観点から、規制を含めて多角的に検討するとよいとの意見が出された。

(6) その他

井上委員長から、臨床医学委員会委員長からの依頼が紹介され、見解等の意思表示の査読を依頼された場合は協力して欲しいと要請された。

次回分科会は2023年2月頃にオンラインで開催することが合意された。